

## 第27回 総会議事録

1 開催の日時 令和元年9月27日(金)午後3時00分～午後3時30分

2 開催の場所 松江市役所 西棟5階 防災センター

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第152号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第153号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第154号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第155号 非農地確認について

議 第156号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第53号 会長専決処分の報告

報告第54号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員(19名) 欠席委員(1名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
<u>7番 角 可津夫(欠)</u>	8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(出)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)
19番 三島 進(出)		

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係主事	伊藤 謙
農地係長	浅野 剛志		
農地係専門企画員	野津 慎一		
農地係副主任	高尾 祥和		

## 6 会議内容

- 議 長 (三島会長) 定刻になりました。ただ今から第27回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、7番角委員から提出されています。委員定数は19名のうち、18名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。17番の浅野委員、18番の古藤委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と伊藤主事にお願いします。それでは、議事に入ります。
- 事務局 議第152号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議第152号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は1件1筆で、所有権移転の案件です。
- 事務局 それでは21番の案件をご説明します。申請は、上本庄町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作しやすいためです。譲受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
- 事務局 以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしくご願ひいたします。
- 議 長 8番委員 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
- 議 長 事務局の説明に合ったとおり、しっかりと管理されており、許可相当であると判断いたしました。
- 議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
- 議 長 (なしの声)
- 議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第152号について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
- 議 長 (異議なしの声)
- 議 長 8番委員 ご異議なしということですので、議第152号については、原案のとおり許可することに決めます。次に議第153号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議第153号、今月の農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の4ページと併せて「農地法第4条の説明資料」をご覧ください。それでは先ず、4条の15番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は作業小屋です。転用面積は78㎡、所要面積も同様の78㎡です。事業計画ですが、平成15年頃から申請地に作業小屋を建築し使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。
- 事務局 以上、上程しました4条1件につきましては、農地法第4条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
- 議 長 8番委員 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

8 番 委 員 長 事務局から説明のあったとおり、隣接の農地にも影響はないと判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第153号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第153号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第153号は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第154号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議第154号農地法第5条の許可申請について、説明します。お手元の議案の6ページと併せて「農地法第5条の説明資料」をご覧ください。

それではまず、5条の56番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから2種農地です。土地利用計画との調整ですが 農用地区域外です。転用目的は敷地の拡張です。転用面積は14㎡、所要面積も同様の14㎡です。権利の種類は所有権移転です。事業の詳細ですが、申請地の隣接地を太陽光発電施設用地として使用しており、資材等を置く必要があります、今回敷地拡張をして整備するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の57番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。転用場所は新庄町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は2,571㎡、所要面積も同様の2,571㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を近隣にある産業廃棄物処理場へ来場する車両の待機場所として整備するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条の58番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事資機材等仮置場です。転用面積は600㎡の内500㎡、所要面積も同様の、500㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号イで、農用地区域内で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。事業計画ですが、申請地を県発注の復旧治山事業に伴う掘削残土、仮設資機材、仮設事務所、作業ヤードとして一時転用するものです。一時転用の期間は、令和2年3月27日までです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。以上、上程しました5条3件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

8 番 委 員 長 5条の56番、57番、58番いずれも、周辺農地への影響もなく、許可相当であると判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第154号については、いずれも、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第154号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第154号は、原案のとおり許可することに決めます。

事務局 議第155号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議題155号非農地確認についてご説明いたします。議案と『非農地確認について』の説明資料を併せご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は4件5筆です。

それでは、番号12番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西長江町の農用地区域外、市街化調整区域の畑1筆で、申請人をご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道古江大野線から市道古浦西長江線に入り、南に450メートル進んだ西側に位置しており、現在は雑木等が繁茂し、山林と一体化しているため、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、南波達夫農地利用最適化推進委員です。

つづいて、番号13番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、島根町加賀の農用地区域外、都市計画区域外の畑1筆で、申請人をご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、島根小学校の東にあるプールの北側に位置しており、現在は雑木等が繁茂しており、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、川本忠夫農地利用最適化推進委員です。

つづいて、番号14番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、島根町加賀の農用地区域外、都市計画区域外の畑1筆で、申請人をご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、島根小学校の東にあるプールの北側に位置しており、現在は雑木等が繁茂しており、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、川本忠夫農地利用最適化推進委員です。なお、番号13番と番号14番の農地は、この2筆を含めた4筆の土地がまとまった境界線不明の農地となっており、すべてが山林化しています。また、申請のあった2筆以外の2筆は、すでに地目は山林となっています。

最後に、番号15番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東出雲町上意東の農用地区域、都市計画区域外の田2筆で、申請人をご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道杉谷幹線から市道経塚1号線に入り、南に100メートル進んだ東側の山林の中に位置しており、現在は雑木等が繁茂し、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、石倉道夫農地利用最適化推進委員です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 長 それでは、全て推進委員確認分ですので、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

事務局 現地確認した際の現地の状況です。番号12番の案件ですが、9月11日に申請者の代理人の立ち合いの下、南波達夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和34年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は雑木が繁茂し、山林と一体化しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。

番号13番の案件ですが、9月4日に申請者の代理人の立会いの下、川本忠夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和30年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は雑木が繁茂し、山林と一体化しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。

番号14番の案件ですが、9月4日に申請者の下、川本忠夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和30年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は雑木が繁茂し、山林と一体化しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。

番号15番の案件ですが、8月28日に申請者の立ち合いの下、石倉道夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成12年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は雑木が繁茂し、山林と一体化しているため、今後耕地としての再生は困難な状況です。説明は以上です。

議長 事務局職員からの報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と、職員からの現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第155号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第155号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第156号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第156号の「所1番」の案件については、1番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思えます。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

議長 事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第156号の所1番の案件について、先議したいと思えます。農業委員会法第31条第1項の規定により、1番委員は、この議事の間、退室願います。

事務局 それでは、議第156号の所1番の案件について、事務局より説明願います。

事務局 それでは議第156号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所1の案件についてご説明をいたします。

所1は、鹿島地区、田3筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。ご審議をお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第156号の所1番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第156号の所1番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、1番委員の除斥を解きます。

事務局 それでは、議第156号のうち、所1番の案件以外について、審議したいと思いません。それでは、事務局より説明願います。

事務局 農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。まず利1は大野地区の新規案件です。利2は生馬地区の新規案件です。利3から利8は八束地区の案件で、このうち利5から利8が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田500㎡、畑8,624㎡、合計面積9,124㎡となります。

つづいて転貸契約についてご説明いたします。転1は竹矢地区の新規案件で、機構の転貸です。転2から転3は東出雲地区の新規案件で、機構の転貸です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田8,909㎡、畑14,628㎡、合計面積23,537㎡となります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

16番委員 利2の案件について、借り手が「法人〇〇」となっており、内容が「牧草」となっているが、当該法人は畜産を営んでいる法人か。

議 長 当該法人は、以前は「〇〇牧場」という名義で畜産を行っていた法人であり、法人名が変わった現在も畜産を行っているため、問題はないと判断いたしました。

16番委員 分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第156号のうち、所1番の案件以外について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第156号のうち、所1番の案件以外について、原案のとおり決定することに決めます。次に、報告に入ります。報告第53号「会長専決処分の報告」、報告第54号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事務局 (報告)

議 長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第27回松江市農業委員会総会を閉会いたします。